

(別 紙)

国保料の均等割について、軽減する対象年齢や軽減割合を早急に拡大するよう求める意見書（案）

年金生活者・自営業者・フリーランスなどで構成される国民健康保険（以下、国保）は、基盤が大変脆弱である上に、様々な税金や社会保険料の中でも負担が重いのが国保である。

合わせて、消費税 10% への増税にも関わらず、年金は減り続け、さらには電気代や食料品などの物価高騰もあり、国保世帯は今や限界に達している。

国保料は所得の割に高く、特に均等割は、所得がゼロの世帯にも、所得が減った世帯にも負担が重くのしかかる。産まれたばかりの赤ちゃんにも、産まれてすぐ 4 万円程度の保険料が発生する。0 歳児を含めた家族一人ひとりに均等にかかるため、子どもが多い家庭ほど国保料が高くなる。一方、雇用者が加入する健康保険組合や協会けんぽの保険料には、均等割がない。

このような中、2022 年度からは、未就学児に係る均等割の 5 割が公費負担により軽減されるようになった一方で、小学生以上から高校生までは軽減されていない。子どもの均等割負担は子どもの貧困対策にも、子育て支援にも逆行しており、全国市長会も、対象年齢や軽減割合の拡大等を提言している。

子どもの権利条約では、すべての子どもに対し、生命・生存・発達の権利、最善の利益を保障される権利の保障をうたっており、子どもたちにかかわるあらゆる制度の土台に、この立場を位置づけることで、子どもの権利が守られ、安心して子育てできる希望ある社会をつくることが求められる。

よって、国においては、国保料の均等割について、軽減する対象年齢や軽減割合を早急に拡大するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 5 年 12 月 日
高 松 市 議 会

衆	議	院	議	長	}	宛	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
財	務		大	臣			
厚	生	労	働	大			臣